

■ Webセミナー

令和8年改正個人情報保護法

政令・規則の中身が動き出した — 同意例外・子供・顔特徴データ・安全管理措置

令和8年9月16日 第369回個人情報保護委員会公表資料の徹底解説／資料1「政令・規則の整備に向けた基本的な考え方（案）」・参考資料1「読替表」・資料2「安全管理措置の手法の例示の追加等」

弁護士法人三宅法律事務所
パートナー弁護士 渡邊 雅之

2026年9月

※本資料は令和8年9月16日時点の公表情報に基づく一般的な情報提供です。いずれも「案」の段階であり、今後の議論・意見交換・パブリックコメントを経て変更され得ます。
出典：個人情報保護委員会 第369回委員会（令和8年9月16日） <https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2026/20260916/>

本セミナーの構成

9月16日の第369回個人情報保護委員会では、改正法の政令・規則について初めて「中身」の議論が行われました。本日はその3資料を扱います。

章	内容	対応する公表資料
第1章	9月16日資料の位置づけ ― 検討プロセスのどこにいるか	資料1（冒頭）
第2章	本人の意思に反しないことが明らかな取扱い ― 目的外利用・要配慮個人情報の取得・第三者提供	資料1 1-①
第3章	子供の個人情報の取扱いに関する規律（40条の2・35条9項・58条の3）	資料1 2-①／参考資料1
第4章	顔特徴データ等に関する規律（16条5項・21条の2・35条7項）	資料1 2-②
第5章	安全管理措置ガイドライン別添の見直し ― ゼロトラストと横展開対策	資料2
第6章	実務対応 ― 何を、いつまでに	―

出典：個人情報保護委員会 第369回委員会（令和8年9月16日） <https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2026/20260916/>

★POINT

改正法の解説ではなく、政令・規則で何がどこまで書かれるのかに論点を絞ります。

本日の結論 — 3つのメッセージ

① 「基本的な考え方」は、規則で書ける範囲の上限を示している

- ・ 同意不要の例外について、委員会事務局は「本人が同意する意思を有しており、又は同意すべき立場にあり、本人にとって不測の権利利益の侵害をもたらさないことが自明である場合」に限ると明言した。規則で広く書かれることへの期待は持たないほうがよい。
- ・ 顔特徴データの対象範囲も、政令で書けるのは「法定された性質を有するもの」に限られ、事務局は現段階では顔特徴データのみを挙げている。

② 顔特徴データの周知は「掲示場所」まで踏み込む

- ・ 事務局は、カメラやセンサー等の機器の周辺に分かりやすく掲示し、検知対象者が十分認識できる場所に掲示することが重要と整理した。国会では、複数事業者が絡む場合の一元的な窓口の設置にも言及がある。

③ 資料2は、改正法より先に効いてくる

- ・ 安全管理措置ガイドライン別添の見直しは、令和8年12月パブコメ、令和9年2月決定、令和9年4月施行というスケジュールが示された。改正法本体の施行（令和10年）より1年以上早い。ゼロトラスト、横展開対策、クラウド、多要素認証が入る。

3資料はいずれも「案」であり、意見交換会・事務局ヒアリング・パブリックコメントを経て変わり得る。逆にいえば、いま意見を述べる余地がある。

★POINT

規則に広い例外を期待しない。顔認証の掲示を見直す。安全管理措置は令和9年4月に動く。

PART

1

9月16日資料の位置づけ

検討プロセスのどこにいるのか — 8月26日・9月9日からの流れ

改正法成立から今回までの流れ

日付	委員会・事務局の動き	内容
令和8年7月10日	改正法成立（7月17日公布・法律第56号）	本体施行は令和10年7月16日までの政令指定日。罰則の一部は令和9年1月17日
令和8年7月31日	「改正法の成立を受けた今後の取組（案）」	政令・規則・ガイドライン整備の大枠
令和8年8月19日	オプトアウト届出事業者の実態調査・注意喚起	提供先確認・記録・周知の実態
令和8年8月26日	「政令・規則等で定める事項の全体像（案）」／今後の進め方（第366回委員会決定）	4分類12テーマごとに政令／規則／GLの振り分けを提示
令和8年9月9日	「意見交換会・事務局ヒアリングの概要（案）」	マルチステークホルダー連携プロセス、当面のスケジュール
令和8年9月16日	「政令・規則の整備に向けた基本的な考え方（案）」＋安全管理措置GL見直し（第369回委員会）	本日の主題。基本的な考え方①と、資料2

各資料は個人情報保護委員会ウェブサイトの委員会開催状況から入手できる。9月16日の第369回委員会分は <https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2026/20260916/> 。

★POINT

8月26日が「どこで決めるか」、9月9日が「どう決めるか」、そして9月16日が「何を決めるか」の初回である。

今回の検討項目 — 基本的な考え方①

改正法の4分類（適正なデータ利活用の推進／リスクに適切に対応した規律／不適正利用等防止／規律遵守の実効性確保）のうち、まず次の3項目について政令・規則の基本的考え方が示された。

1. 適正なデータ利活用の推進

- ・ ① 目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規律（取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱い等）

2. リスクに適切に対応した規律

- ・ ① 子供の個人情報の取扱いに関する規律
- ・ ② 顔特徴データ等に関する規律

9月9日資料で示された順序と一致している

- ・ 9月中旬は「子供・顔特徴データ・本人関与に関する規律」とされていた。今回の3項目は、まさにこの回に当たる。
- ・ 9月下旬から10月上旬に統計作成等・委託先・漏えい等、10月中旬に連絡可能個人関連情報・オプトアウト・課徴金が予定されている。

他の項目やガイドライン等については、今後の委員会において順次検討するとされている。統計作成等特例やオプトアウトを重点論点とする企業は、次回以降の資料を待つことになる。

出典：個人情報保護委員会 第369回委員会（令和8年9月16日） <https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2026/20260916/> / 資料1・参考資料1・資料2はいずれも同ページから入手できる。

★POINT

今回は「入口の3論点」。自社の重点テーマが次回以降なら、いま準備を終えておく。

「基本的な考え方」の読み方 — 3つの型

今回の資料を通読すると、事務局は例外事由を3つの型に整理し、それぞれ規則・政令で書ける範囲に明確な枠をはめている。この構造を押さえると、各論が一気に読みやすくなる。

型A — 「自明性」で絞る型（同意不要の例外）

- ・ 本人が同意する意思を有しており、又は同意すべき立場にあり、本人にとって不測の権利利益の侵害をもたらさないことが自明である場合に限る。1-①、2-①の35条9項8号、2-②の35条7項9号がこれに当たる。

型B — 「公の利益」で絞る型（公開情報に係る例外）

- ・ 知る権利や公共の安全等の公の利益のために情報を公開することが想定される主体（法律上列挙された公的機関や報道機関等に準じる主体）に限る。2-①の35条9項9号がこれに当たる。

型C — 「準ずるもの」で絞る型（政令のバスケット条項）

- ・ 今後の技術進展等に機動的に対応するための例外事由。政令で書けるのは、法律上列挙された類型に準じる場合に限られる。2-①の35条9項12号、2-②の21条の2第2項4号・35条7項10号がこれに当たる。

いずれの型も、法律が既にした例外の延長線上でしか規則・政令を書けない構造になっている。「規則で柔軟に手当てされるはず」という期待は、この資料を読む限り成り立ちにくい。

★POINT

例外は「自明性」「公の利益」「準ずるもの」の3類型。いずれも法律の枠を超えては書けない。

PART

2

本人の意思に反しない取扱い

改正法18条3項7号・20条2項7号・27条1項8号 — 規則委任事項の中身

現行法の隘路 — 2つの想定事例

本人の同意が必要とされる3つの場面

- ・ ① 目的外利用（18条3項） — 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場面
- ・ ② 要配慮個人情報の取得（20条2項） — 信仰・病歴・犯罪歴など、差別につながり得る情報を取得する場面
- ・ ③ 第三者提供（27条1項） — 個人データを第三者に提供する場面（外国にある第三者への提供を含む）

現行規定では、この3場面はいずれも、例外規定に該当する場合を除き本人の同意が必要である。ところが、同意を取ること自体に意味がない場面がある。

想定事例1【ホテル予約】

- ・ 予約者がホテル予約サイトAと利用契約を締結し、AがホテルBに予約者の氏名等を提供する。この提供がなければ予約は成立しない。

想定事例2【海外送金】

- ・ 送金者が送金元金融機関Cに送金先Dへの支払いを委託し、Cが送金者の情報を送金先金融機関Dに提供する。この提供がなければ送金是不可能的。

事務局の整理

- ・ このような場合に行われる個人データの第三者提供は、契約の履行のために不可欠なものであり、本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかといえる。
- ・ それにもかかわらず、現行規定では本人から同意を取得する必要がある。この形式的な同意取得を不要とするのが、今回の改正である。

実務的には、これまで利用規約への同意や「黙示の同意」で処理されてきた場面が、法律上の例外として整理されることになる。

★POINT

同意を取っても取らなくても結論が変わらない場面を、法律上の例外として切り出す改正である。

改正後の構造 — 法律で書いた①と、規則に委ねた②

先ほどの3場面、すなわち①目的外利用（18条3項）、②要配慮個人情報の取得（20条2項）、③第三者提供（27条1項）のいずれについても、次のどちらかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで実施できるようになる。改正条文は、順に18条3項7号、20条2項7号、27条1項8号である。

① 本人との契約のため必要やむを得ないことが明らかである場合

- ・ 法律上に直接規定されているもの。上記2つの想定事例がこれに当たる。

② 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合

- ・ 「個人情報保護委員会規則で定める場合」とされており、②の具体的な場合が今回の規則委任事項である。

適用範囲に関する注意 — 第三者提供だけの話ではない

- ・ 3場面すべてが対象である。とくに②要配慮個人情報の取得が含まれる点は、健康情報・病歴・信条等を扱う事業者にとって影響が大きい。
- ・ ③第三者提供には、外国にある第三者に対する提供も含まれる。事務局は「この規定により外国にある第三者への個人データの提供も本人同意なく実施可能」と明記している。

本人が16歳未満の場合は、40条の2第1項により「取得の状況からみて本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」と読み替えられる（第3章参照）。

★POINT

越境移転にも効く点を見落とさない。28条の同意も、この例外に当たれば不要となり得る。

規則で書ける範囲の上限 — 「自明性」テスト

事務局が示した基本的な考え方

- ・ 18条3項7号、20条2項7号、27条1項8号は、本人が個人データの第三者提供等に同意する意思を有しており、又は同意すべき立場にあり、本人にとって不測の権利利益の侵害をもたらさないことが自明である場合に限って、本人同意を不要とするものである。
- ・ 「本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合」は、その自明である場合の典型例として、法律で直接、本人同意が不要とされたものである。
- ・ したがって、規則で規定し本人同意を不要とできるのも、上記の範囲に限られる。

実務上の含意 — 3点

- ・ 第一に、事業者側の利便性や効率性は理由にならない。判断の起点は、あくまで本人の側から見て「同意するのが当たり前」といえるかである。
- ・ 第二に、「本人が拒否しないだろう」では足りない。同意する意思を有している、又は同意すべき立場にある、という積極的な評価が必要になる。
- ・ 第三に、規則が公表された後も、自社の場面が規則の類型に当たるかを個別に判断し、記録することになる。規則に書かれれば自動的に適法になるわけではない。

国会答弁（令和8年4月21日 衆議院本会議・松本尚国務大臣）は、「必要やむを得ない」とは、必要性があり、かつ、他の手段によっては契約の目的を達成することができない場合であるとし、その旨をガイドライン等で明確にしていくとする。

★POINT

「自明である場合」が上限。規則に広い例外が書かれることを前提とした設計は避ける。

論点1 ― 規則で追加が検討されている2類型

法律が対象としているのは①事業者・本人間の契約であり、かつ②その履行のために必要やむを得ない場合のみである。事務局は、これに加えて次の2類型を規則で追加すべきではないかと提示している。

類型①

事業者と第三者との契約の履行

事業者と第三者（＝本人以外）の契約であって、状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかなものの履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合。

【事務局が挙げる例】本人の家族が、ホテル予約サイトでホテルでの当該家族及び本人の宿泊予約を行ったため、予約サイトAからホテルBに対して、当該本人の氏名等が提供される場合。

類型②

契約の締結に先立つ提供

事業者・本人間での契約の締結に先立って、本人の要望に応じて行う提供であって、必要やむを得ないことが明らかである場合。

【事務局が挙げる例】本人が、ECサイトでの商品購入契約の締結に先立ち、クレジットカード払いを要望したため、いわゆる3Dセキュア（本人認証手法）の枠組みにより、ECサイト運営事業者Aからクレジットカード会社B等に対して、本人の情報が提供される場合。

★POINT

家族による予約と、3Dセキュア。いずれも「契約の当事者」または「契約の時点」を一段広げるものである。

この2類型が実務にもたらすもの

類型① — 契約当事者でない本人

- 家族・同行者・被扶養者など、契約の当事者ではないが契約の目的に不可欠な本人の情報を扱う場面が広く該当し得る。
- 旅行・宿泊、航空・鉄道の団体予約、保険の被保険者、法人契約の従業員、家族カードなどが典型である。
- もっとも、事務局が示した枠は「本人の意思に反しないため権利利益を害しないことが明らかなもの」の履行に限られる。契約の存在だけで足りるわけではない。

類型② — 契約前の提供

- 決済の与信照会、本人認証、eKYC、審査、見積り、在庫引当てなど、契約成立前に外部へ情報を出す場面が該当し得る。
- ここでも枠は「本人の要望に応じて」「必要やむを得ないことが明らかである」場合である。事業者側の判断で先回りして提供する場面は入りにくい。

共通する実務対応

- 自社の第三者提供のうち、どれが法律上の①に当たり、どれが規則の②に当たり得るのかを、いまの段階で仕分けておく。規則案が出てから当てはめるのでは遅い。

★POINT

契約の「当事者」と「時点」を一段広げる改正。自社の提供フローを、この2軸で棚卸しする。

現行実務との関係 ― 黙示の同意・GDPRとの比較

これまでは「黙示の同意」で処理されてきた

- ・ 通則ガイドライン3-3-2は、個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合、本人が当該情報を提供したことをもって、事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される、としている。
- ・ Q&A7-13は、提供する個人データの項目や提供の態様によっては、本人の同意があると事実上推認してよい場合もあると解される、としている（代表取締役の役職・氏名のみを第三者に伝える場合等）。
- ・ 今回の改正は、こうした解釈による処理を、法律上の例外として明文化するものと位置付けられる。もっとも、黙示の同意の解釈がそのまま置き換わるわけではなく、規則の類型に当たるかを別途判断する必要がある。

GDPRとの比較

- ・ GDPR49条1項(b)は、データ主体と管理者との間の契約の履行のために必要な場合、又はデータ主体の要求に基づき契約締結前の措置を実施するために必要な場合を、越境移転の例外としている。
- ・ 同項(c)は、管理者と他の自然人・法人との間で締結される、データ主体の利益のために帰する契約の履行に必要な場合を挙げる。今回の類型①②は、この(b)(c)にかなり近い発想である。

日本法の例外は越境移転に限られず、国内の第三者提供・目的外利用・要配慮個人情報の取得にも及ぶ点で、適用範囲はGDPR49条より広い。

★POINT

解釈で処理してきた領域が明文化される。GDPR49条1項(b)(c)と発想が近い。

附帯決議が課した枠 ― 必要最小限と濫用防止

衆議院 第7項（令和8年5月21日）

- 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いとして委員会規則で定める場合に本人の同意取得を不要とすることについては、個人情報取扱事業者等によって個人の権利利益が侵害されることのないよう、当該特例に基づく個人情報の利用又は提供を必要最小限とするとともに、委員会規則によってその具体的な範囲や判断基準を明記すること。

参議院 第7項（令和8年7月8日）

- 本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として委員会規則で定める場合に同意を例外的に不要とすることについては、当該例外に基づく個人情報の利用又は提供が必要最小限となるよう、委員会規則によってその具体的な範囲や判断基準を明記し、個人情報取扱事業者等の恣意的な判断や濫用を防止すること。

参議院では「恣意的な判断や濫用を防止すること」が明示的に加えられている。規則が抽象的な包括条項になることは想定しにくい。

★POINT

両院が「必要最小限」と「具体的な範囲・判断基準の明記」を求めた。規則は狭く、具体的に書かれる。

PART

3

子供の個人情報の取扱い

40条の2の読替え・35条9項の利用停止等請求・58条の3の責務規定

出発点 — 現行規定はガイドラインとQ&Aのみ

法令には一つも規定がない

- ・ 現行規定では、子供の個人情報の取扱い等に係る事業者の義務については、ガイドラインやQ&Aにおける記載のみである。事務局資料も、この点を冒頭に明記している。
- ・ 通則ガイドラインは、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果を未成年者が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があるとする。
- ・ Q&A（Q1-62）は、個別具体的に判断されるべきだが、一般的には、12歳から15歳までの年齢以下の子供の場合には法定代理人等から同意を得る必要があるとしている。

なぜ規律が必要とされたか

- ・ 子供は、心身が発達段階にあるためその判断能力が不十分であり、個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすい。これが事務局の示す立法理由である。

年齢基準を16歳未満とした根拠

- ・ 事務局資料は、根拠としてQ&A（Q1-62）と、欧州の一般データ保護規則（GDPR）8条の2点を明示している。国内の解釈運用の上限と、国際的な基準を揃えたものと理解できる。

12歳から15歳という幅のある運用が、16歳未満という単一の線に置き換わる。これまで13歳や15歳で線を引いていた事業者は、基準の見直しが必要になる。

★POINT

Q&Aの一節に支えられていた領域が、初めて法律上のルールになる。年齢基準は16歳未満。

改正の3つの柱

① 40条の2

読替規定

同意取得や通知等の対象を、本人から法定代理人へ読み替える。

【例外（1項各号・2項各号）】

- ・ 16歳未満であることを知らないことについて正当な理由がある場合
- ・ 法定代理人が許可した本人の営業に関して個人情報を取得した場合
- ・ 法定代理人がない又はそのように信ずるに足りる相当な理由がある場合

② 35条9項・10項

利用停止等請求

16歳未満の本人及びその法定代理人は、当該本人が識別される保有個人データが取り扱われているときは、利用停止等又は第三者への提供の停止を請求できる。

違法行為の有無等を問わない。

法律上11類型の例外+政令で定める場合（12号）。

③ 58条の3

責務規定

【1項】事業者は、当該未成年者の年齢及び発達程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の権利利益を害することのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【2項】法定代理人は、子供本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない。

★POINT

責務規定は事業者と法定代理人の二層構造。法定代理人にも最善の利益の考慮義務が課される。

読替表（参考資料1）が示すもの — 影響は広い

参考資料1は、40条の2による読替えの全体を条文単位で示したものである。読替えの対象条文を並べると、影響範囲の広さがよく分かる。

40条の2第1項による読替え（12か条）

- ・ 18条（目的外利用）／20条2項（要配慮個人情報の取得）／21条（取得に際しての利用目的の通知等）／21条の2第1項（特定生体個人情報の周知）／26条2項（漏えい等の本人通知）／27条（第三者提供・オプトアウト・提供先確認）／28条（外国にある第三者への提供）／30条の2第1項及び第5項（統計作成等の特例）／32条1項（保有個人データに関する事項の公表等）／35条7項（特定生体個人情報の利用停止等請求）

40条の2第2項による読替え

- ・ 31条1項（個人関連情報の第三者提供の制限等） — 提供先で個人データとして取得することを認める同意が、法定代理人の同意となる。

71条の3による読替え（行政機関等）

- ・ 62条（利用目的の明示）／68条2項（漏えい等の報告等）／69条2項（利用及び提供の制限）／71条（外国にある第三者への提供の制限）。行政機関等についても同様の改正が行われる。

統計作成等の特例（30条の2）も読替えの対象である。子供の公開要配慮個人情報を特例で取得する場合、同意の基準は法定代理人となる。AI開発でウェブ上の公開情報を収集する事業者にとって、見落としやすい論点である。

★POINT

読替えは同意だけの話ではない。通知・公表・オプトアウト・越境移転・統計作成等特例にまで及ぶ。

読替えで文言が変わる要注意の5か所

単なる「本人→法定代理人」の置換ではない箇所がある。実務ではここで判断を誤りやすい。

条文	読替前	読替後
18条3項7号等	取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合	「本人の意思に反しないため」が落ち、取得の状況からみて本人の権利利益を害しないことが明らかである場合となる
20条2項9号	当該要配慮個人情報本人、国の機関等により公開されている場合	公開主体の「本人」が「本人の法定代理人」に置き換わる
27条2項6号・7号	本人の求めに応じて提供を停止／本人の求めを受け付ける方法	「本人又はその法定代理人」の求めとなる（本人自身の求めも残る）
27条7項ただし書	取得時点において本人等により公開されていたものである場合	公開主体の「本人」が「本人の法定代理人」となる
32条1項	本人の知り得る状態に置く	本人の法定代理人の知り得る状態に置く

★POINT

18条3項7号は、子供の場合「意思に反しないため」の要素が落ちる。判断基準が客観化される。

利用停止等請求の例外 — 法律上11類型＋政令

35条9項は12の例外を置く。うち規則・政令に委ねられているのは8号・9号・12号の3つである。

号	例外事由	委任
1号	法定代理人の同意を得て取得した場合	—
3号	人の生命・身体・財産の保護のために必要な場合	—
8号	子供本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他、取得の状況からみて子供本人の権利利益を害しないことが明らかである場合	委員会規則
9号	法定代理人や公的機関、報道機関等その他の者により公開されていたものである場合	委員会規則（公開主体）
11号	本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合	—
12号	その他前各号に掲げる場合に準ずる場合	政令

※ このほか、法令に基づく場合（2号）、公衆衛生・児童の健全な育成（4号）、国の機関等への協力（5号）、学術研究（6号・7号）、法定代理人が許可した営業（10号）が規定されている。

★POINT

「詐術を用いた場合」が法律上の例外に置かれている点は、年齢確認の設計に直結する。

規則・政令で書ける範囲 — 3つの号ごとの枠

8号（規則） — 第2章の「自明性」テストがそのまま及ぶ

- 35条9項8号は、20条2項7号（に相当する読替後の規定）に倣った例外事由である。規則で規定できるのは、同号の規則と同様、子供本人の法定代理人が保有個人データの取扱いに同意する意思を有しており、又は同意すべき立場にあり、本人に不測の権利利益の侵害をもたらさないことが自明である場合に限られる。

9号（規則） — 公開主体は「公の利益」の観点で絞られる

- 35条9項9号は、20条2項9号（現行法20条2項7号）に倣った例外事由である。規則で規定できるのは、知る権利や公共の安全等の公の利益のために情報を公開することが想定される主体、すなわち法律上列举された公的機関や報道機関等に準じる主体に限られる。
- 現行規則6条は、①外国政府・外国の政府機関・外国の地方公共団体・国際機関、②外国において学術研究機関等に相当する者、③外国において57条1項各号に掲げる者に相当する者、の3者を定めている。事務局は、これを規定することでよいかと問いかけている。

12号（政令） — バスケット条項だが枠がある

- 35条9項12号は、今後の技術進展等に機動的に対応するために設けられた例外事由である。政令で規定できるのは、法律上の11類型（1号～11号）に準じる場合に限られる。

事務局は論点3で、法律上の11類型には現行法20条2項各号に倣った例外事由が含まれていることを前提に、これに加えて規定すべき場合が何か想定されるか、と問いかけている。事業者側から具体例を示す余地がある。

★POINT

8号は自明性、9号は公の利益、12号は準ずるもの。第1章で整理した3つの型がそのまま当てはまる。

実務対応 — 第3章のまとめ

年齢基準の見直し

- ・ 13歳・15歳など独自の線を引いていたサービスは、16歳未満へ揃える。年齢を把握していないサービスは、把握するか、16歳未満の利用を想定しない設計に振り分ける。

本人関与の窓口の再設計

- ・ 同意取得画面、利用目的の通知・公表、開示等請求、利用停止等請求、オプトアウトの受付。これらすべてが法定代理人対応になる。
- ・ 27条2項の求めは「本人又はその法定代理人」であり、本人自身の求めも残る。窓口では双方を受け付ける必要がある。

見落としやすい領域

- ・ 統計作成等特例（30条の2）でのウェブ公開情報の取得。子供の公開要配慮個人情報は、法定代理人同意が基準になる。
- ・ 個人関連情報の提供（31条1項）。提供先での同意確認が、法定代理人の同意の確認になる。広告・データ連携の契約条項に影響する。
- ・ 越境移転（28条）。法定代理人への情報提供と法定代理人の同意が必要になる。

58条の3への備え

- ・ 年齢及び発達の程度に応じた配慮が努力義務となる。推薦アルゴリズム、課金設計、利用時間の設計について、判断過程を記録に残す運用を始める。

★POINT

影響は同意画面にとどまらない。統計作成等特例・個人関連情報・越境移転まで波及する。

PART

4

顔特徴データ等に関する規律

16条5項の政令委任・21条の2の周知義務・35条7項の利用停止等請求

現行規定の何が問題とされたか

現行法では、公表さえすれば取得できる

- ・ 現行規定では、原則として個人情報の利用目的を自社のホームページに掲載する等して公表することにより、生体データとしての「個人識別符号」に該当するもの（顔特徴データを含む）も含め、事業者は個人情報を取得することが可能である。
- ・ 令和5年「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」で掲示例等を公表し、Q&Aに一定の記載がある。しかし、いずれも法令上の義務ではない。

顔特徴データ等が持つ3つの性質

- ・ 本人が関知しないうちに容易に、それゆえに大量に入手可能であること。
- ・ 一意性及び不変性が高く、特定の個人を識別する効果が半永久的に継続すること。
- ・ カメラ等の計測機器を複数の地点に設置して顔特徴データ等を入手し、これを名寄せに利用することで、本人が関知し得ないまま、半永久的・網羅的に当該本人の行動を追跡することが可能であること。

事務局の問題設定

- ・ 顔特徴データ等の適正な利活用を促すため、透明性を確保した上で、本人関与の強化が必要ではないか。「使わせない」ではなく「使えるようにするために透明性を上げる」という立て方である。

★POINT

規制の目的は利活用の抑制ではなく、透明性の確保と本人関与の強化にある。

定義（16条5項）と政令委任の構造

特定生体個人情報とは、特定生体個人識別符号が含まれる個人情報をいう。そして特定生体個人識別符号とは、個人識別符号のうち、次の2要件を満たす身体的特徴に係る情報として政令で定めるものを変換したものである。

政令で定める2要件

- ・ ① 特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができること。
- ・ ② 取得されていることを本人が容易に認識することができないこと。

事務局が示した基本的な考え方

- ・ 特定生体個人情報に係る規律は、顔特徴データ等が上記の性質を有するため、その他の生体データに比べて本人のプライバシー等の侵害に類型的につながりやすいという特徴を有することとなっている。
- ・ したがって、16条5項の政令において規律の対象とできるのは、法定された性質等を踏まえ、個人識別符号に該当する生体データのうち、上記性質を有するものに限られる。

論点1 — どの個人識別符号を対象とすべきか

- ・ 事務局は、改正法2条2項1号に該当するものとして政令で定める生体データのうち、顔特徴データ（現行の政令1条1項ロ）を対象としてはどうか、と提示している。そのうえで、現段階において、この他に法定された性質を有し規律対象とすべきものはあるか、と問いかけている。

顔特徴データの定義は、現行政令1条1項ロ「顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌」を変換したものである。

★POINT

政令で書けるのは「2要件を満たす生体データ」に限られる。現段階の候補は顔特徴データのみ。

なぜ顔特徴データだけなのか — 動向調査の2軸

事務局は「生体データの利用に関する動向調査 最終報告書」（令和7年12月）を根拠として示している。2軸で評価すると、顔特徴データだけが両方でAとなる。

生体データ	① 取得に要する費用等	② 本人の関知なく取得される可能性	評価
顔特徴データ	A：費用等の制約が非常に少ない	A：非常に高い	両要件を満たす
歩容データ	C：費用等の制約が多い	A：非常に高い	①を満たさない
声紋データ	B：費用等の制約が少ない	B：高い	②が一段落ちる
虹彩データ	B：費用等の制約が少ない	C：低い	②を満たさない
静脈・指紋・掌紋データ	B：費用等の制約が少ない	C：低い	②を満たさない
DNA	C：費用等の制約が多い	D：非常に低い	いずれも満たさない

※ 出典：個人情報保護委員会ウェブサイト「調査等」において公表されているもの。評価欄は本資料による整理。

★POINT

声紋と歩容がグレーゾーン。技術の進展により将来的に追加される可能性は残る。

周知義務（21条の2） — 法律上の5類型＋規則事項

特定生体個人情報を取り扱うに当たっては、次の事項を、規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

法律上の5類型（1項1号～5号）

- ・ ① 事業者の氏名又は名称及び住所、法人にあつてはその代表者の氏名
- ・ ② 特定生体個人情報を取り扱うこと
- ・ ③ 特定生体個人情報の利用目的
- ・ ④ 特定生体個人識別符号に変換される身体の一部の特徴に係る情報
- ・ ⑤ 開示等の請求等に応じる手続（手数料の額を含む）

規則に委ねられた2点

- ・ 6号：その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして委員会規則で定める事項。
- ・ 1項柱書：周知方法、すなわち「本人に通知」する方法及び「本人が容易に知り得る状態に置く」方法。

周知義務の趣旨（事務局の整理）

- ・ 特定生体個人情報の取扱いに係る本人の不安感を緩和し、利用停止等請求権の行使等の適切な対応を図る契機を提供する点にある。この趣旨から、規則の内容が導かれる。

★POINT

周知事項だけでなく「周知方法」自体が規則事項。掲示の仕方が法令で規律される。

論点2 ― 周知方法と周知事項の方向性

周知方法 ― 掲示場所にまで踏み込む

- ・ 事務局は、カメラやセンサー等の機器の周辺に分かりやすく掲示する等の方法により、検知対象者が十分認識できる場所に分かりやすく掲示することが重要である、としている。
- ・ 21条の2第1項柱書の規則においては、周知義務の趣旨に鑑み、いかなる手段においても容易に知ることができる周知方法を規定する必要があるとされる。
- ・ 国会答弁（令和8年6月17日 参議院特別委員会・松本尚国務大臣）は、カメラを設置する施設の入口に周知事項を掲示する等、原則として本人が訪れると想定される場所に掲示することを規定することを想定する、と述べている。

周知事項 ― 不安感の緩和と対応の検討に資するもの

- ・ 1項6号の規則においては、不安感の緩和に繋がる周知事項や、本人がいかなる対応を取るべきかの検討に資する事項を規定する必要があるとされる。
- ・ 事務局は、令和5年3月の「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」及びこれを踏まえたQ&Aで示されている周知方法・周知事項を参考としてはどうか、と提示している。

衆参の附帯決議 第9項も、機器の周辺に分かりやすく掲示する等の方法による周知の徹底を求めている。参議院はこれに加えて「当該機器の検知対象者が十分認識できる場所」を明記した。

★POINT

「HPに載せてある」では足りない。カメラの周辺と、検知対象者が認識できる場所への掲示が基準になる。

参考にされる掲示事項 ― 令和5年3月文書の例

事務局が参考として挙げる令和5年3月の文書は、施設内とWebサイトで掲示事項を書き分けている。規則・ガイドラインはこの整理を踏襲する可能性が高い。

区分	掲示事項の例
施設内での掲示	顔識別機能付きカメラシステムの運用主体／同システムで取り扱われる個人情報の利用目的／問合せ先／WebサイトのURL及びQRコード等
Webサイト等への掲載	導入する必要性／システムの仕組み／取り扱われる個人情報の利用目的／運用基準（登録基準、登録される情報の取得元、誤登録防止措置、保存期間等）／他の事業者への提供（委託、共同利用等）／安全管理措置／開示等の請求の手続、苦情申出先等
掲示の場所	被撮影者の目線や動線を考慮し、人が出入りする際に目に付きやすい出入口（大規模施設で入口が複数ある場合には一定の大規模な入口）に掲示することが考えられる
掲示の方法	デザインやフォントを工夫したり、アイコンやイラスト等を活用したりすることで、被撮影者にとって分かりやすい方法で掲示する

★POINT

施設内は「誰が・何のために・どこに問い合わせるか」、Webは運用基準まで。二層で設計する。

利用停止等請求（35条7項）と例外の設計

本人は、当該本人が識別される特定生体個人情報に取り扱われているときは、違法行為等の有無を問わず、利用停止等又は第三者への提供の停止を請求できる。例外は法律上9類型＋政令で定める場合（10号）である。

9号（規則委任） — ここでも自明性テスト

- ・ 9号は、契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合のほか、特定生体個人識別符号の作成の状況又は特定生体個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として規則で定める場合、である。
- ・ 事務局は、規則で規定できるのは、本人が顔特徴データ等の取扱いに同意する意思を有しており、又は同意すべき立場にあり、本人にとって不測の権利利益の侵害をもたらさないことが自明である場合に限られる、としている。第2章と同じ枠である。

10号（政令） — 法律上の9類型に準じる場合

- ・ 今後の技術進展等に機動的に対応するための例外事由であり、政令で規定できるのは法律上の9類型（1号～9号）に準じる場合に限られる。

オプトアウトによる第三者提供は不可

- ・ 特定生体個人情報は、オプトアウト制度に基づく第三者提供の対象から除外される。事務局資料は「改正法第27条第1項ただし書」と表記しているが、参考資料1の読替表では27条2項ただし書に「要配慮個人情報若しくは特定生体個人情報」と規定されている。条項の表記は公布条文で確認されたい。

国会では、複数の事業者が顔特徴データを同時に取り扱う場合、利用停止請求を望む本人が一つ一つの事業者に当たらなければならないという問題が指摘され、政府は、手続が本人にとって過重な負担とならないよう配慮し、一元的な窓口の設置なども想定して進めたいと答弁している。

★POINT

停止請求の例外も「自明性」で絞られる。複数事業者にまたがる場合の一元的窓口は今後の課題。

実務対応 — 第4章のまとめ

まず用途を仕分ける

- 本人識別を目的とする装置・ソフトウェアにより本人を識別できるようにしたものかどうか。単なる顔写真や、人流・混雑把握は特別規律の対象外である。
- 自社が保有するカメラを、防犯・入退室管理・本人認証・マーケティング分析の別に一覧化する。

掲示を作り直す

- 「顔認証使用中」だけの掲示は、21条の2の5類型を満たさない。事業者名・住所・代表者名・利用目的・変換元の身体的特徴・開示等請求の手続まで示す必要がある。
- 掲示場所は、入口だけでなく、カメラやセンサーの周辺、検知対象者が十分認識できる場所を想定する。

停止請求のフローを用意する

- 違法行為等の有無を問わず請求できるため、「適法に運用しているから応じない」は成り立たない。9類型の例外に当たるかを個別に判断する運用が要る。
- 本人の顔データと保有データの照合が必要になる場面では、照合用データの取得・保管・削除のログを残し、目的外利用を技術的に遮断する。

契約・調達の見直し

- 顔認証システムのベンダー契約に、周知文言・掲示物の提供、停止請求への対応手順、ログの保存を盛り込む。
- 商業施設・テナントなど複数事業者が関与する場合、誰が掲示し誰が窓口となるかを取り決める。国会答弁の一元的窓口の議論を先取りする形になる。

★POINT

カメラの棚卸し、掲示の作り直し、停止請求フロー、そしてベンダー契約。この4点から着手する。

PART

5

安全管理措置ガイドラインの見直し

資料2 — ゼロトラスト・横展開対策・クラウド・多要素認証

資料2の位置づけ ― 改正法とは別ルートで動く

検討の背景

- ・ 近年、事業者及び行政機関等への機密情報等の窃取・破壊等を企図したサイバー攻撃が一層高度化・複雑化・巧妙化し、攻撃対象も拡大し続けており、個人データ等の漏えい等の大きな要因となっている。
- ・ 個人情報保護委員会は、個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会を令和6年12月から四半期ごとに7回開催してきた。構成は、内閣官房国家サイバー統括室（NCO）、警察庁サイバー警察局、IPA、NICT、JPCERT/CCである。
- ・ 令和8年1月には、この連絡会で得られた知見をまとめた「不正アクセス発生時のフォレンジック調査の有効活用に向けた着眼点」が公表されている。

見直しの対象

- ・ 通則ガイドライン「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」である。事務局は、平成28年11月の策定当時から内容が大きくは変わっていないとし、現代化を含めた見直しが必要との考えに至った、としている。

改正法とは別のスケジュールで進む

- ・ これは改正法の施行に伴う改正ではない。現行のガイドラインの見直しであり、後述のとおり令和9年4月施行が予定されている。改正法本体の施行（令和10年7月16日までの政令指定日）より1年以上早い。

別添は「従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある『講じなければならない措置』」と、それを実践するための「手法の例示」で構成されている。前者の改正は、実質的な義務水準の引上げを意味する。

★POINT

改正法対応とは別枠。令和9年4月に、いまの安全管理措置の水準が書き換わる。

4つの課題と、対応の方向性（案）

課題	内容	対応の方向性
① 取扱態様の多様化	クラウドサービスの普及、デバイスの高機能化等により、個人データ等の取扱いの態様が多岐にわたっている	組織体制・技術的措置の手法の例を明確化／クラウドサービスにおける技術的措置の手法の例等を明確化／生体認証・多要素認証の手法の例を明確化
② 境界型モデル	現行の「10-6 技術的安全管理措置」は境界型セキュリティモデルを念頭に置いたものである	ゼロトラストアーキテクチャの考え方を取り入れた手法の例を明確化
③ 侵入後の横展開	侵入型ランサムウェアを代表として、ネットワークの奥深くまで侵入する事案が増えている	侵入された後の横展開対策として講じなければならない技術的措置の手法の例等を明確化
④ 構成の不明確さ	「講じなければならない措置」と「手法の例示」の対応関係、趣旨が明確でない	位置付けを整理し再構成／Q&Aの手法の例を別添に一本化

★POINT

キーワードは「クラウド」「多要素認証」「ゼロトラスト」「横展開対策」の4つである。

とくに注目すべき3つの追加

ゼロトラスト

アクセス要求ごとの動的評価

組織内・組織外のアクセスを問わず、アクセス要求ごとに動的コンテキストを評価し、リスクに応じてアクセスの可否を判断すること等を手法の例として示すことが考えられる、とされる。

※ 事務局は、NIST「Cybersecurity Framework 2.0」（令和6年2月）等により、ゼロトラストアーキテクチャの考え方が取り込まれていく傾向が確認されたとする。

横展開対策

特権アカウントと停止・隔離

- ・ 特権アカウントの利用等を最小限に限定すること。

- ・ 侵害を受けた又はそのおそれがある情報システムの停止・隔離、アカウントの無効化等、不正アクセス等が発生した場合でも被害が広がらないよう、必要な対策を講ずること。

※ ランサムウェア事案を念頭に置いた記述である。

クラウド

利用者側と提供者側の双方

利用事業者からすると、個人データが記録された電子媒体それ自体を自ら管理しないこととなる。

提供事業者からすると、そのサービスとして個人データを取り扱う情報システムに外部の者がアクセスする可能性がある。

この双方を踏まえて、講じなければならない技術的措置の手法の例等を明確にする。

★POINT

いずれも「望ましい取組み」ではなく、別添の「手法の例示」に位置付けられる。監督の物差しになる。

構成の再整理 ― 何が変わるか

重複の解消

- ・ 現行の別添「10-3(2) 個人データの取扱いに係る規律に従った運用」と「(3) 個人データの取扱状況を確認する手段の整備」の手法の例示は、内容的に重複していると考えられるため、位置付けを整理し再構成する。

標題と内容の不整合の解消

- ・ 現行の「10-6(3) 外部からの不正アクセス等の防止」の手法の例示では「ログ等の定期的な分析により、不正アクセス等を検知する」ことなどが示されている。しかし標題は「防止」であり、内容は「保護する仕組みを導入し、適切に運用しなければならない」とされている。
- ・ 標題及び内容から、検知という具体的な手法が考えられることを直ちに読み取れないため、位置付けを整理し再構成する。つまり「防止」と「検知」が切り分けられる可能性がある。

行政上の対応を行った個別事案の反映

- ・ 責任部署の設置、個人データの取扱いに係る規律の明確化と周知、安全管理措置の見直し、従業員の教育の実施方法等の見直しなど、手法の例として考えられるものの示していないものについて、委員会が行政上の対応を行った個別の事案等を踏まえて追記を検討する。

他のガイドラインへの波及

- ・ 別添の内容は、事務対応ガイド（行政機関等向け）、特定個人情報ガイドライン（事業者編・行政機関等編）その他のガイドライン等と重複しているため、これらについても必要な見直しを検討する。マイナンバーを扱う事業者にも影響が及ぶ。

★POINT

実際の監督事案で指摘された事項が、手法の例示として明文化される見込みである。

資料2のスケジュール（案） — 改正法より1年以上早い

改正法本体の施行は令和10年だが、資料2は令和9年4月に施行される。準備期間は実質半年しかない。

時期	内容	実務上やること
令和8年9月頃	手法の例示の追加等の方向性の公表	本日の資料2がこれに当たる。自社の技術的安全管理措置と突き合わせる
令和8年11月頃	見直し案の委員会審議	案の内容を確認し、対応が困難な項目を洗い出す
令和8年12月頃	パブリックコメント開始	意見提出。業界団体経由を含め年内に論点を固めておく
令和9年2月頃	パブコメ結果を委員会で報告、改正事項の決定	確定内容に基づき対応計画を策定
令和9年4月	改正事項の施行	規程・体制・技術的措置の改定を完了させる

※ 事務局は、上記改正事項の施行後も、情報通信技術の進展等を踏まえて手法の例示について不断の検討を行いたいとしている。

★POINT

パブコメは令和8年12月開始。意見を述べるなら、年内に社内の論点整理を終える必要がある。

PART

6

実務対応

何を、いつまでに — 3資料を1枚のロードマップに落とす

3資料の影響マップ

今回の3資料は、それぞれ影響する業務も、決まる文書も、時間軸も異なる。まず自社の当たり所を特定する。

論点	影響を受ける業務	決まる文書	着手時期
本人の意思に反しない取扱い	第三者提供全般／決済・予約・送金／越境移転／要配慮情報の取得	委員会規則＋GL	提供フローの棚卸しを先行
子供の個人情報	会員サービス／教育・BtoC／広告データ連携／統計作成等特例	政令・規則＋GL	年齢基準と窓口の設計
顔特徴データ等	入退室管理／店舗カメラ／本人認証／施設の受付	政令・規則＋GL	カメラ棚卸しと掲示の作り直し
安全管理措置GL別添	情報システム全般／クラウド／認証基盤／インシデント対応	ガイドライン	令和9年4月施行。最優先

★POINT

時間軸がいちばん短いのは資料2。改正法対応より先に手を付ける必要がある。

今後3か月のアクション

9月～10月 — 委員会の議論を追いながら棚卸し

- ・ 9月下旬から10月上旬に統計作成等・委託先・漏えい等、10月中旬に連絡可能個人関連情報・オプトアウト・課徴金の基本的な考え方が議論される。自社の重点テーマの回に合わせて、社内の論点を整理する。
- ・ 第三者提供フローを、①法律上の契約履行型、②規則で追加され得る2類型、③いずれにも当たらないもの、に仕分ける。
- ・ カメラ・生体認証の一覧を作り、本人識別を目的とするものを特定する。現在の掲示物を写真で記録し、21条の2の5類型と突き合わせる。

10月～12月 — 意見提出と安全管理措置の点検

- ・ 事務局ヒアリングは10月中旬から下旬。業界団体を通じた意見提出を検討する場合、この時期までに主張を固める。
- ・ 資料2のパブリックコメントは令和8年12月頃開始。現行の技術的安全管理措置を、ゼロトラスト・横展開対策・クラウド・多要素認証の4観点で自己点検し、対応が困難な項目を洗い出す。

令和9年1月～ — 政令・規則のパブコメと実装

- ・ 政令・規則の条文案に対するパブリックコメントが令和9年1月以降に見込まれる。並行して、資料2の改正事項が令和9年2月頃に決定し、4月に施行される。

改正法本体の施行は令和10年だが、それまでに二度のパブリックコメントと一度のガイドライン施行がある。「2年あるから」という前提は成り立たない。

★POINT

12月に資料2のパブコメ、1月に政令・規則のパブコメ。この冬が意見提出の山場になる。

本セミナーのまとめ

① 規則・政令には、法律が引いた枠を超える力はない

- 同意不要の例外は「自明である場合」、公開情報の例外は「公の利益のために公開することが想定される主体」、政令のバスケット条項は「法律上の類型に準ずる場合」。事務局はこの3つの枠を繰り返し明示している。規則で柔軟に手当てされることを前提とした設計は避けるべきである。

② 顔特徴データは「揭示のやり直し」が確定路線

- 周知事項が法律上5類型定められ、周知方法まで規則事項とされた。事務局は検知対象者が十分認識できる場所への揭示を重視し、国会答弁も施設入口への揭示を想定する。現在の揭示物のままで足りる事業者は多くない。

③ 資料2が最も早い — 令和9年4月

- ゼロトラスト、横展開対策、クラウド、多要素認証。これらが別添の「手法の例示」に入る。従わなかった場合に法違反と判断され得る「講じなければならない措置」の周辺が書き換わる以上、監督の物差しが変わることを意味する。

3資料はいずれも「案」であり、意見交換会・事務局ヒアリング・パブリックコメントを経て変わり得る。裏を返せば、いまが意見を述べられる時期である。パブリックコメントを待つのではなく、議論の段階から論点を追っていただきたい。

★POINT

規則に期待しない。揭示を作り直す。そして令和9年4月に備える。

CONTACT

お問い合わせ

弁護士法人三宅法律事務所

パートナー弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021（代表） ／ FAX 03-5288-1025

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

※本資料は令和8年9月16日開催の個人情報保護委員会の公表資料（資料1・参考資料1・資料2）に基づく分析であり、一般的な情報提供を目的とするものです。個別事案についての法的助言ではありません。

出典：個人情報保護委員会 第369回委員会（令和8年9月16日） <https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2026/20260916/>